

『子育て世代』や『親元同居・近居する人』の 住宅取得を応援します！

問企画財政課 企画係
☎ 52-5803

子育て住まいの支援事業

町内に新たに住宅を新築・中古購入する人で、中学生以下の子どもを扶養している人に、地元で使える商品券5万円分(最高30万円)を交付します。

※加算要件に該当する場合は、基本交付額(5万円)にさらに加算します。

◇加算要件

①中学生以下の子を2人以上扶養している場合

・2人 5万円分加算

・3人以上 さらに5万円分加算

②町内に親世帯が5年以上在住しており、同居・

近居する場合に5万円分加算

③住民異動により町外から町内に転入する場合

に10万円分加算

◇住宅要件

①住宅登記を完了していること。

②住宅の持分が申請世帯(親世帯を除く)の合計

で2分の1以上であること。

※その他要件の詳細は、お問い合わせください。

本補助金とセットで『【フラット35】地域連携型（子育て支援）』を利用できます

『【フラット35】地域連携型』とは、子育て支援に対する積極的な取組を行う田布施町と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する田布施町による補助金交付などの財政的支援とあわせて、『フラット35』の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

※詳細は、フラット35サイト（右のQRコード）をご覧ください。
申請書もこちらから取得できます。



【フラット35】
の借入金利から
年率0.25%

お帰りなさい！親元同居・近居住宅取得応援事業

町内に住宅を新築・中古購入する人で、親世帯と新たに同居する人や町内に近居する人に、地元で使える商品券5万円分(最高15万円)を交付します。

※住民異動により町外から町内に転入する場合は、基本交付額(5万円)にさらに10万円分加算します。

◇対象者要件

①町内に住宅を新築または購入する人

②町内に親世帯が5年以上在住している人、または町内に子世帯が5年以上在住しており、親世帯の住民異動により新たに同居を開始する人

※すでに同居している人は対象外です。

◇住宅要件

①住宅登記を完了していること。

②住宅の持分が子世帯の合計で2分の1以上であること。

共通事項

◇申請方法 企画財政課企画係での事前相談(申請対象者には面談後に書類を配布)

◇申請期間 令和4年4月～令和5年3月末まで(令和5年2月28日(火)までの事前相談が必要)

※登記完了後、**6か月以内に申請**してください。

◇注意事項 以下の人は対象外となります。

①平成27年度～令和3年度に実施した同事業（子育て世代住宅取得商品券交付事業を含む）で交付を受けた人

②国や地方公共団体が行う用地買収などでの新築や移転を行った人

③災害などに伴う保険給付により新築や移転を行った人

④増築や住宅改修を予定している人

※子育て住まいの支援事業と親元同居・近居住宅取得応援事業の併用はできません。

※県が実施する支援事業とは異なる事業です。

※詳細はお問い合わせください。